

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和 3 年 12 月 15 日

水 曜 日

第 4874 号

目 次

条 例	
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	1
○富山県港湾管理条例の一部を改正する条例	9

条 例

富山県手数料条例の一部を改正する条例及び富山県港湾管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 12 月 15 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第66号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 315 の項中「389 の 9 の項及び 389 の 10 の項」を「389 の 10 の項及び 389 の 11 の項」に改め、同表の 389 の 5 の項中「第 3 項まで」を「第 5 項まで」に、「第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（389 の 9 の項、389 の 14 の項及び 389 の 16 の項において「登録住宅性能評価機関」という。）が、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面（次項において「適合証」という。）」を「第 6 条の 2 第 3 項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面（次項において「確認書」という。）又はその写し」に、「210,000 円」を「360,000 円」に、「320,000 円」を「550,000 円」に、「第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（次項、389 の 9 の項、389 の 10 の項、389 の 14 の項及び 389 の 15 の項において「設計住宅性能評価書」という。）」を「第 6 条の 2 第 4 項の規定により当該住宅の構造及び設備

が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（次項において「住宅性能評価書」という。）又はその写し」に、「1,400,000円」を「360,000円」に改め、同表の389の6の項中「適合証」を「確認書又はその写し」に、「210,000円」を「290,000円」に、「320,000円」を「430,000円」に、「設計住宅性能評価書」を「住宅性能評価書又はその写し」に、「790,000円」を「290,000円」に改め、同表の389の7の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「一戸建て住宅等の譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に改め、同表の389の16の項を同表の389の17の項とし、同表の389の12の項から389の15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の389の11の項中「389の13の項まで」を「389の14の項まで」に改め、同項を同表の389の12の項とし、同表の389の10の項を同表の389の11の項とし、同表の389の9の項中「（平成27年法律第53号）」を削り、「389の14の項及び389の16の項」を「389の15の項及び389の17の項」に、「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（389の15の項及び389の17の項において「登録住宅性能評価機関」という。）」に、「設計住宅性能評価書」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（次項、389の15の項及び389の16の項において「設計住宅性能評価書」という。）」に、「389の14の項から389の16の項まで」を「389の15の項から389の17の項まで」に改め、同項を同表の389の10の項とし、同表の389の8の項の次に次のように加える。

389の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
--	--	----------

別表第1の429の項を次のように改める。

429 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又	銃砲等又は刀剣類(1)の所持許可申請手	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項
----------------------------------	---------------------	-------------------------

は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査

数料

第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）

(2) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）

(3) その他の者に対する

		許可の申請に係る審査 10,500円（当該申請 を行う者が同時に他の 銃砲刀剣類所持等取締 法第4条第1項の規定 に基づく許可の申請を 行う場合における当該 他の同項の規定に基づ く許可の申請に係る審 査にあっては、6,700 円）
--	--	--

別表第1の430の項中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項の次に次のように加える。

430の2 銃砲刀剣類所持等取締法 第5条の3の2第1項の規定に基づ くクロスボウの取扱いに関する 講習会の開催	クロスボウの取扱いに関する講習手 数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持 等取締法第4条第1項 第1号の規定による許 可を受けてクロスボウ を所持している者に対 する講習会 3,000円 (2) その他の者に対する 講習会 6,900円
---	------------------------	--

別表第1の432の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技に参加する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、同表の433の項中「銃砲刀剣類の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」に、「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」に改め、同表の434の項を次のように改める。

434 銃砲刀剣類所持等取締法第7 条の3第2項の規定に基づく同法 第4条第1項第1号の規定による	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ の所持許可更新申	(1) 新たな許可証の交付 を伴う銃砲刀剣類所持 等取締法第7条の3第
---	------------------------------	---

猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ銃の所持の許可の更新の申請に対する審査

1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円）

(2) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の

同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

- (3) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 6,800円
(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法

		<p>第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)</p> <p>(4) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)</p>
--	--	--

別表第1の436の4の項の次に次のように加える。

<p>436の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく</p>	<p>クロスボウ射撃練習資格認定申請手</p>	<p>9,300円(当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀</p>
--	-------------------------	---------------------------------

射撃練習を行う資格の認定の申請 に対する審査	数料	剣類所持等取締法第9条 の16第1項の規定に基づ く射撃練習を行う資格の 認定の申請を行う場合に おける当該他の同項の規 定に基づく射撃練習を行 う資格の認定の申請に係 る審査にあっては、 5,600円)
---------------------------	----	--

別表第1の備考の11中「389の11の項から389の13の項まで」を「389の12の項から389の14の項まで」に、「389の14の項」を「389の15の項」に改め、同表の備考の12中「389の14の項」を「389の15の項」に改め、同表の備考の13中「389の15の項」を「389の16の項」に、「389の14の項」を「389の15の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の315の項及び389の5の項から389の7の項までの改正規定、同表の389の9の項から389の16の項までの改正規定、同表に389の9の項を加える改正規定並びに同表の備考の改正規定 令和4年2月20日

(2) 別表第1の429の項及び430の項の改正規定、同表に430の2の項を加える改正規定、同表の432の項から434の項までの改正規定並びに同表に436の5の項を加える改正規定 令和4年3月15日

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の389の5の項及び389の6の項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に発行される住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面若しくはその写し又は同条第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書若しくはその写しを添付する場合に係る手数料について適用し、同日前に発行された同法第5条第1項に規定する登録住宅性能

評価機関が、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を添付する場合に係る手数料については、なお従前の例による。

（財 政 課）

富山県条例第67号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「作業1時間」を「引船作業1時間」に、

「

	上の船舶		
--	------	--	--

」

を

「

	上の船舶		
	誘導作業1回につき	77,000円	84,700円

」

に、「使用時間」を「引船作業に係る使用時間」に、「おいて作業」を「おいて引船作業」に、「おける作業」を「おける引船作業」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

（港 湾 課）

